

# 富山県民会館 利用料金の減免・割引一覧

令和5年5月8日現在

| 施設                      | 減免・割引項目(※1)   | 減免・割引率(※2)               | その他の条件   | 提出いただく書類(※3)                    |
|-------------------------|---|--------------------------|--|---------------------------------|
| ホール                     | 減免<br>学校等が主催する文化芸術に関する行事【本公演あり】<br>・満18歳以下の子供<br>・満65歳以上の高齢者<br>・障害者<br>いずれかの方が出演(参加) | 施設利用料金×30%<br>(附属設備は除く)  | ・県(県教委)の後援または共催事業であること                                   | ・県(県教委)の後援または共催承認書[写]<br>・減免申請書 |
|                         | 減免<br>空き日を活用した文化芸術に関する行事【本公演あり】<br>利用日前3ヶ月以内の申込み                                      | 施設利用料金×50%<br>(附属設備は除く)  | ・県(県教委)の後援または共催事業であること                                   | ・県(県教委)の後援または共催承認書[写]<br>・減免申請書 |
|                         | 減免<br>空き日を活用した練習などの文化芸術に関する活動<br>利用日前2ヶ月以内の申込み  | 施設利用料金×70%<br>附属設備料金×50% |  | ・減免申請書                          |
|                         | 割引<br>冬期(1月～2月)のご利用   | 施設利用料金×30%<br>(附属設備は除く)  |  | (不要)                            |
| 展示室                     | 減免<br>空き日を活用した文化芸術に関する活動<br>利用日前3ヶ月以内の申込み   | 施設利用料金×50%<br>(附属設備は除く)  |  | ・減免申請書                          |
|                         | 割引<br>冬期(1月～2月)のご利用   | 施設利用料金×50%<br>(附属設備は除く)  |  | (不要)                            |
|                         | 割引<br>一部を利用(区画利用)   | 施設利用料金×(利用区画/7区画)        | ・4/7区画までの利用に対して適用する(5/7区画以上は全室利用扱い)                      | (不要)                            |
| 美術館                     | 減免<br>空き日を活用した文化芸術に関する活動<br>利用日前3ヶ月以内の申込み   | 施設利用料金×50%<br>(附属設備は除く)  |  | ・減免申請書                          |
|                         | 割引<br>お盆時期(8/13～16)のご利用   | 施設利用料金×30%<br>(附属設備は除く)  |  | (不要)                            |
| ギャラリー                   | 減免<br>空き日を活用した文化芸術に関する活動<br>利用日前3ヶ月以内の申込み   | 施設利用料金×50%<br>(附属設備は除く)  | ・会議利用には適用しない<br>・展示利用のときは営利的の場合でも適用する                    | ・減免申請書                          |
|                         | 割引<br>冬期(1月～2月)のご利用   | 施設利用料金×50%<br>(附属設備は除く)  | ・会議利用も適用する   | (不要)                            |
| 会議室<br>茶室<br>邦舞室<br>練習室 | 減免<br>文化教室<br>(年間24回以上のご利用)   | 施設利用料金×10%<br>(附属設備は除く)  | ・文化教室の開講に関する諸条件については別途案内                                 | ・減免申請書                          |
| 306号室<br>402号室<br>703号室 | 割引<br>大会議室との併用<br>(301・302・401・611・701号室のうち、1室以上と併用)                                  | 施設利用料金×50%<br>(附属設備は除く)  | ・割引対象が複数の場合、適用は1室のみ(最も料金の高い会議室に適用)<br>・304号室と併用する場合は割引不可 | (不要)                            |
| 305号室                   | 割引<br>304号室との併用   | 施設利用料金×50%<br>(附属設備は除く)  | ・304号室と併用する場合のみ適用(他の会議室と併用する場合は割引不可)                     | (不要)                            |
| 401号室<br>茶室<br>邦舞室      | 割引<br>夜間利用(18～22時)  | 施設利用料金×50%<br>(附属設備は除く)  |  | (不要)                            |

※ゴールデンウィーク期間に利用する場合の料金の割引は、令和5年度をもって終了しました。

(※1) 原則として、各項目の併用利用はできません。

(※2) 9～22時以外の時間に対して[減免…適用する 割引…適用しない]

(※3) 減免を受けるときは、申請書を必ず提出してください。

・利用料金減免申請書の様式は、当館ホームページ(<https://www.bunka-toyama.jp/kenminkaikan/download/index.html>)からダウンロードできます。

・その他不明等詳細につきましては、当館受付(TEL:076-432-3111 e-mail:service@kenminkaikan.com)までお問合せください。